

九州歯科大学附属病院 臨床研修施設群への参加確認事項および申請書類

(1) 研修プログラムの遂行

省令第2条に規定する臨床研修の基本理念にのっとり管理型臨床研修施設である九州歯科大学附属病院が作成する研修プログラムの研修を行うものであること。

(2) 協力型（Ⅰ）臨床研修施設の指定基準の確認

医政発 0331 第 75 号(令和 3 年 3 月 31 日)「歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」より抜粋、但し本院に於ける指定基準の追加事項あり

- ① 常に勤務する歯科医師が2人以上であり、指導歯科医を常勤で2人以上置くことが望ましい。
「常に勤務する歯科医師」とは、非常勤歯科医師も含め当該施設で定めた歯科医師の勤務時間のすべてを勤務する歯科医師をいうこと。
なお、常に勤務する歯科医師には、週に1日以上勤務する歯科医師で、常勤換算を行った上で必要な歯科医師数が配置されている場合を含む。この場合において、研修歯科医が研修を行わない日であっても、必要な歯科医師数が配置されていること。
- ② 歯科又は歯科口腔外科を標榜していること。
- ③ 当該医療機関の開設歴が3年以上であること。
- ④ 臨床研修の実施に関し必要な施設及び設備を有していること。
 - i) 臨床研修の実施に関し必要な歯科主要設備（例：歯科診療台、デンタルエックス線装置、パノラマ断層撮影装置、オートクレーブ、生体モニター、口腔内画像処理システム、ポータブルユニット等）を有していること。
 - ii) 臨床研修に必要な図書又は雑誌を有しており、また、原則として、文献等の検索のため、インターネットが利用できる環境の整備
 - iii) 研修歯科医のための歯科診療台
 - iv) 研修歯科医のための宿舎及び病院又は診療所内の室
 - v) 医学・歯学教育用シミュレーター（ファントム、切開及び縫合、一次救命 処置（Basic Life Support: BLS）、心音又は呼吸音の聴診等の訓練用機材 等）、医学・歯学教育用コンテンツ等iii) ~ v) に関しては設備されていることが望ましい。
- ⑤ 患者の病歴に関する情報を適切に管理していること。すなわち病歴管理者が選任されており、診療に関する諸記録（診療録、病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線画像、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約等）の管理が適正になされていること。
- ⑥ 医療に関する安全管理のための体制を確保していること。すなわち医療法施行規則第1条の11 第1項及び第2項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を満たすこと。
 - i) 医療に係る安全管理を行う者（以下「医療安全管理者」という。）を配置すること。
 - ii) 定期的に安全管理に関するスタッフミーティングを開催し、記録を文書として残すこと。
 - iii) 患者からの相談に適切に応じる体制を確保すること。すなわち病院又は診療所においては、当該病院又は診療所内に患者相談窓口を常設し、患者等からの苦情や相談に応じられる体制を確保することをいう。

- ⑦ 診療補助に従事する歯科衛生士又は看護師（准看護師を含む。以下「歯科衛生士等」という。）が適当数（常に勤務する歯科医師と概ね同数又は当該年度に募集する研修歯科医と同数）確保されていること。また、歯科衛生士を1人以上置くこと。
なお、歯科衛生士等の数の算定に当たっては、非常勤の者は、当該施設の定めた歯科衛生士等の勤務時間により常勤換算し、算入すること。
- ⑧ 適切な指導体制を有していること。当該施設における臨床研修の実施を管理する研修実施責任者を配置していること。
- ⑨ 他の研修プログラムにおける受け入れを含め、同時に受け入れる研修歯科医数が指導歯科医数の2倍を超えないこと

※臨床研修指導歯科医

研修歯科医に対する指導を行う歯科医師をいうものであること。以下『指導歯科医』

指導歯科医は、常に勤務する歯科医師であって研修歯科医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているものでなければならないこと。

（ア）「研修歯科医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているもの」とは、一般歯科診療についての的確に指導し、適正に評価を行うことができ、以下の①、②のいずれかの条件に該当する者であること。なお、臨床経験には、臨床研修を行った期間を含めて差し支えないこと。

① 7年以上の臨床経験を有する者であって、指導歯科医講習会（「歯科医師の臨床研修に係る指導歯科医講習会の開催指針について」（平成16年6月17日付け医政発第0617001号）にのっとり開催されたもの。以下同じ。）を受講していること。なお、都道府県歯科医師会会長の推薦があることが望ましいこと。

② 5年以上の臨床経験を有する者であって、日本歯科医学会・専門分科会の認定医・専門医の資格を有し、指導歯科医講習会を受講していること。

（イ）指導歯科医は、臨床研修指導のための研さんを続けなければならないこと。指導歯科医講習会受講後も、定期的に歯科医師臨床研修制度等に関する講習会等を受講すること。

（3）研修歯科医の処遇に関する事項の確認

- i) 常勤又は非常勤の別
- ii) 研修手当、勤務時間及び休暇に関する事項
- iii) 時間外勤務及び当直に関する事項
- iv) 研修歯科医のための宿舎及び病院又は診療所内の室の有無
- v) 社会保険・労働保険（公的医療保険、公的年金保険、労働者災害補償保険、雇用保険）に関する事項・・・6か月（10月～3月）の在籍型出向となるため労災以外は加入継続
- vi) 健康管理に関する事項・・・健康診断等は管理型で実施
- vii) 歯科医師賠償責任保険に関する事項・・・研修歯科医は個人で強制加入
- viii) 外部の研修活動に関する事項（学会、研究会等への参加の可否及び費用負担の有無）

(4) 九州歯科大学研修管理委員会「申し合わせ事項」の確認

- ① 九州歯科大学附属病院臨床研修プログラムおよび公立大学法人九州歯科大学歯科医師臨床研修規定等の規則を遵守すること。
- ② 研修管理委員会で協議され決定された事項には従うこと。
- ③ 常に所定の書類等を期限までに提出し、経費等の支払い期限を守ること。
- ④ 指導歯科医は、研修歯科医の評価に係る承認を確実にこなうこと。
- ⑤ 実施責任者（研修管理委員会委員）は研修管理委員会に出席すること。
- ⑥ 九州歯科大学附属病院の研修歯科医を積極的に受け入れること。

(5) 本院臨床研修施設群からの削除事由の確認

- ① 厚生労働省の指定基準、研修管理委員会等の要件、公立大学法人九州歯科大学歯科医師臨床研修規程等の規則に反した場合。
- ② 「申し合わせ事項」に反した場合。
- ③ 3年以上、本院から研修歯科医の受入れがない場合。

(6) 申請書類（二次審査用）

- ① 様式1-3 臨床研修施設申請書（新規申請）（協力型（I）臨床研修施設）
様式は厚生労働省ホームページ「歯科医師臨床研修制度＞提出書類一覧」を参照
- ② 歯科医師免許証の写し
- ③ 指導歯科医講習会受講証の写し
- ④ 都道府県歯科医師会会長の推薦状（あることが望ましい）
- ⑤ 医療に関する安全管理のための体制を確保していることがわかる資料
- ⑥ 写真（JPEG等のデータ形式でご提出ください）
診療室内、休憩室、すべての歯科用エックス線装置及びパノラマエックス線装置について、エックス線診療室における使用が確認できる写真及び放射線管理区域の掲示が確認できる写真

(7) 募集施設

今回募集する施設について、令和8年度以降、本院の臨床研修施設群への参加を希望する協力型（I）臨床研修施設で、次のいずれかに該当する施設とします。

- ① 所在地が北九州市内か近郊（北九州市隣接市町村）にある施設
- ② 研修歯科医に無償で宿泊施設を提供できる施設